

- * 注1 発表後のコメントは石原環境大臣（当時）「これで終わったわけではない」、蒲島熊本県知事「非該当とされた方々もいる」と控え目。新潟では、県知事以下が環境省の注文に従わず、特措法判定への異議申し立てや、手帳返上しての公健法への認定申請を受理している。
- * 注2 歴史を通観する眼で評するならば、今回のく第二次決着くは、対象を「水俣病被害者」と称したこと、司法和解と運動させたこと、地域・年齢の線引き外でも条件つきながら認められる余地を設けたこと、受付期間が前回5ヶ月に対し2年2ヶ月で終了間際には盛んに広報もしたこと等ではく第一次決着くより進んだと言える。しかし、特措法はチッソ免責が前面に出ており、判定結果でも上述の通り切捨てが多く出たため、評価が際立たない。なおも未認定問題が続く現状においては、画期的な関西判決と、煮え切らぬ特措法決着が、いい意味で「寝た子を起こした」と言うべきか。
- * 注3 特措法37条に政府は住民健康調査などの調査研究を速やかに行い公表するとある。環境省が健康調査やその手法研究を行なおうとしないのは由々しいことである。

水俣病支援、東京、ニコ・ス 2014. 10. 25
No.71

水俣病被害者数

2014.9.31現在

最近の人数は各県の地方紙を参照した

■ 熊本県・鹿児島県・新潟県・市・計

■ 公害健康被害補償法 (1969旧法 1974現行法～現在)

認定（→補償協定＊）	1785	491	702	2978	A
棄却（累計件数）	約12000	3665	1376	約17000	
未処分（最近の認定申請／7月末現在） カッコ内は国・臨水審へ	701 (35)	281 (1)	61	1043 (36)	X

*チッソ、関西訴訟原告6人には補償協定調印拒否

■ 1995-96 第一次政治決着 (5ヶ月限定受付)

判定 (260万円+医療手帳)	7992	2361	799	11152	B
保健手帳のみ	842	347	35	1224	C
非該当	1296	485	113	1894	

■ 2010-12 和解・特措法 (2年2ヶ月限定受付)

司法和解（不知火患者会・阿賀野患者会）	2772	171	2943	C
特措法申請合計 (a+b)	42961	20082	2108	65151
救済(210万円+被害者手帳)申請 a 手帳(医療費自己負担無料)更新申請 b	28164 14797	18084 1998	2079 29	48327 16824

特措法判定結果

一時金対象判定 (a の 66.7%) **	***19306	11127	1811	32244	49.5 %	D
手帳のみ (a の 12.4% + b)	3510+ 14797=	2418+ 1998=	85+29=	6013+ 114	35.1 %	d
救済対象外 (a の 20%)	18307	4416	114	16824=		
判定中 (新潟 a の 0.2%) 未判定 不服審査中	5144	4428	77	22837		
取下げ・他県移管 (熊本鹿児島 a の 0.7%)	204	111	14	92	0.6 %	
申請合計 (a+b 再掲)	42961	20082	2108	65151	100.0 %	

** 約300人がチッソへの遠慮などで受給辞退

●訴訟・自主交渉での賠償確定者 (1973東京交渉3 85二次訴訟4 2004関西訴訟54)

61

E

補償受給者合計 A + B + C + D + E - 61

49372

手帳(医療費自己負担免除)のみ受給者合計 c+d

24061

公健法申請:未処分者 X

1043